

川崎市生涯学習大学等高等教育機関連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 市民の生涯学習の支援に向けて大学等高等教育機関が有する教育・研究機能の活用や連携・協力のあり方を検討することを目的に川崎市生涯学習大学等高等教育機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 連絡会議は、次の業務を行う。

- (1) 市内大学等高等教育機関と川崎市の生涯学習に関する情報の提供、共有に関すること。
- (2) 市内大学等高等教育機関の教育機能や研究成果の地域への活用に関すること。
- (3) 市内大学等高等教育機関と川崎市及び地域との連携・協働のあり方に関すること。
- (4) その他生涯学習推進のために必要な業務に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる団体から推薦された者及び次の者をもって組織する。

- (1) 慶應義塾大学
- (2) 昭和音楽大学
- (3) 聖マリアンナ医科大学
- (4) 専修大学
- (5) 洗足学園音楽大学
- (6) 田園調布学園大学
- (7) 日本医科大学
- (8) 日本映画大学
- (9) 日本女子大学
- (10) 明治大学
- (11) 和光大学
- (12) 川崎市立看護大学
- (13) グローバルBiz 専門職大学
- (14) 神奈川県専修学校各種学校協会川崎支部（外語ビジネス専門学校、神奈川ビューティー&ビジネス専門学校、日本溶接構造専門学校、米山ファッション・ビジネス専門学校、YMCA 国際ビジネス専門学校）の代表（3名）
- (15) 公益財団法人川崎市生涯学習財団
- (16) 川崎市市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長
- (17) 教育文化会館及び各市民館の代表者（2名）
- (18) 川崎市教育委員会事務局生涯学習部長

(会長)

第4条 連絡会議には、会長を置く。

- 2 会長は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部長をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、会長が連絡会議に諮って定める。

附 則
この要綱は、平成17年8月11日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年10月28日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年8月5日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年5月31日から施行する。